

# 役員及び評議員の報酬に関する規則

## (目的及び意義)

第1条 この規則は、社会福祉法人吾子の里の定款第8条及び定款第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。

## (報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。ただし、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

- (1) 非常勤の役員 報酬
- (2) 評議員 報酬

## (報酬の額の算定方法)

第4条 非常勤役員に対する報酬の額は、別表1に定める額とする。

- 2 評議員に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。

## (報酬の支給方法)

第5条 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

- 2 報酬は、現金により本人に支給する。
- 3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

## (公表)

第6条 当法人は、この規則をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬の支給基準として公表する。

## (補則)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

## (改廃)

第8条 この規則の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則 この規則は、平成30年4月1日より施行する。

別表 1（非常勤の役員の報酬）

（1）理事

業務の内容	日額
理事会等会議への出席	11,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	11,000円

（2）監事

業務の内容	日額
監事監査等への出席	11,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	11,000円

別表 2（評議員の報酬）

業務の内容	日額
評議員会への出席	11,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	11,000円